

第3次松江市男女共同参画計画

資 料 編

資料1 男女共同参画に関する市民意識調査の結果

調査概要

1. 調査の目的

男女共同参画に関する市民の意識、実態を把握し、今後の男女共同参画社会推進に向けた施策を充実させるとともに、令和3（2021）年度に策定する第3次計画の基礎資料とする。

2. 調査対象及び抽出方法

松江市内在住の満18歳以上の男女から無作為に2,000人を抽出

3. 調査期間

令和2（2020）年8月28日（金）～令和2（2020）年9月25日（金）

4. 調査方法

郵送配布、郵送回収

5. 調査内容（全13問のアンケート調査）

男女平等意識、女性と仕事、仕事・生活・地域・個人の生活、男女の人権、本市への要望について

6. 回収結果

総回収数 910件（総回収率 45.4%）

有効回答数 907件（有効回答率 45.4%）

7. 調査結果の見方

(1) nは回答者数を表します。

(2) 回答は小数点第2位を四捨五入したため、構成比の合計が100%にはならない場合があります。

(3) 「全体」には性別未回答者及び年代無回答者の数を含むため、男女別・年代別の合計とは一致しない場合があります。

(4) 「H27 松江市調査」とは、平成27（2015）年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」、
「H22 松江市調査」とは、平成22（2010）年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」をいいます。

(5) 「R1 島根県調査」とは、令和元（2019）年度に島根県政策企画局女性活躍推進課が実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」、「R1 内閣府調査」とは、令和元年度に内閣府男女共同参画局が実施した「男女共同参画に関する世論調査」をいいます。

■回答者の属性

【性別】

女性	487人	53.7%
男性	408人	45.0%
無回答	12人	1.3%
合計	907人	100%

【年齢】

10歳代	14人	1.5%
20歳代	58人	6.4%
30歳代	87人	9.6%
40歳代	123人	13.6%
50歳代	169人	18.6%
60歳代	189人	20.8%
70歳代	161人	17.8%
80歳代	100人	11.0%
無回答	6人	0.7%
合計	907人	100%

【就労形態】

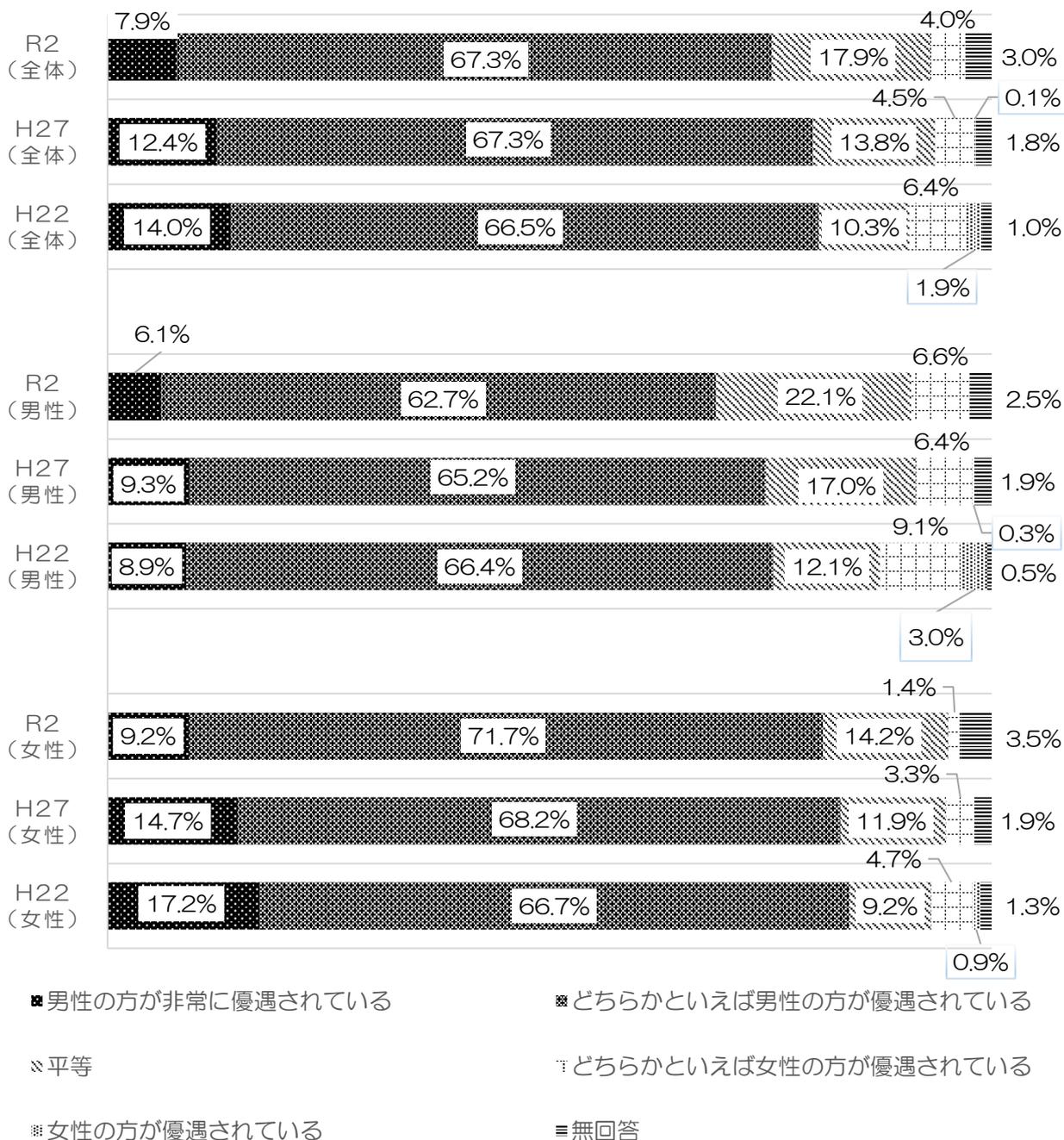
無職、学生、家事専業	328人	36.1%
常勤	322人	35.5%
パート、アルバイト	126人	13.9%
任期付き契約社員、派遣社員	37人	4.1%
自営、フリーランス	85人	9.4%
無回答	9人	1.0%
合計	907人	100%

【世帯】

一人暮らし	114人	12.6%
夫婦のみ	254人	28.0%
親子2世代	403人	44.4%
親子孫の3世代	107人	11.8%
その他	23人	2.5%
無回答	6人	0.7%
合計	907人	100%

■男女平等の意識

質問：社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか。



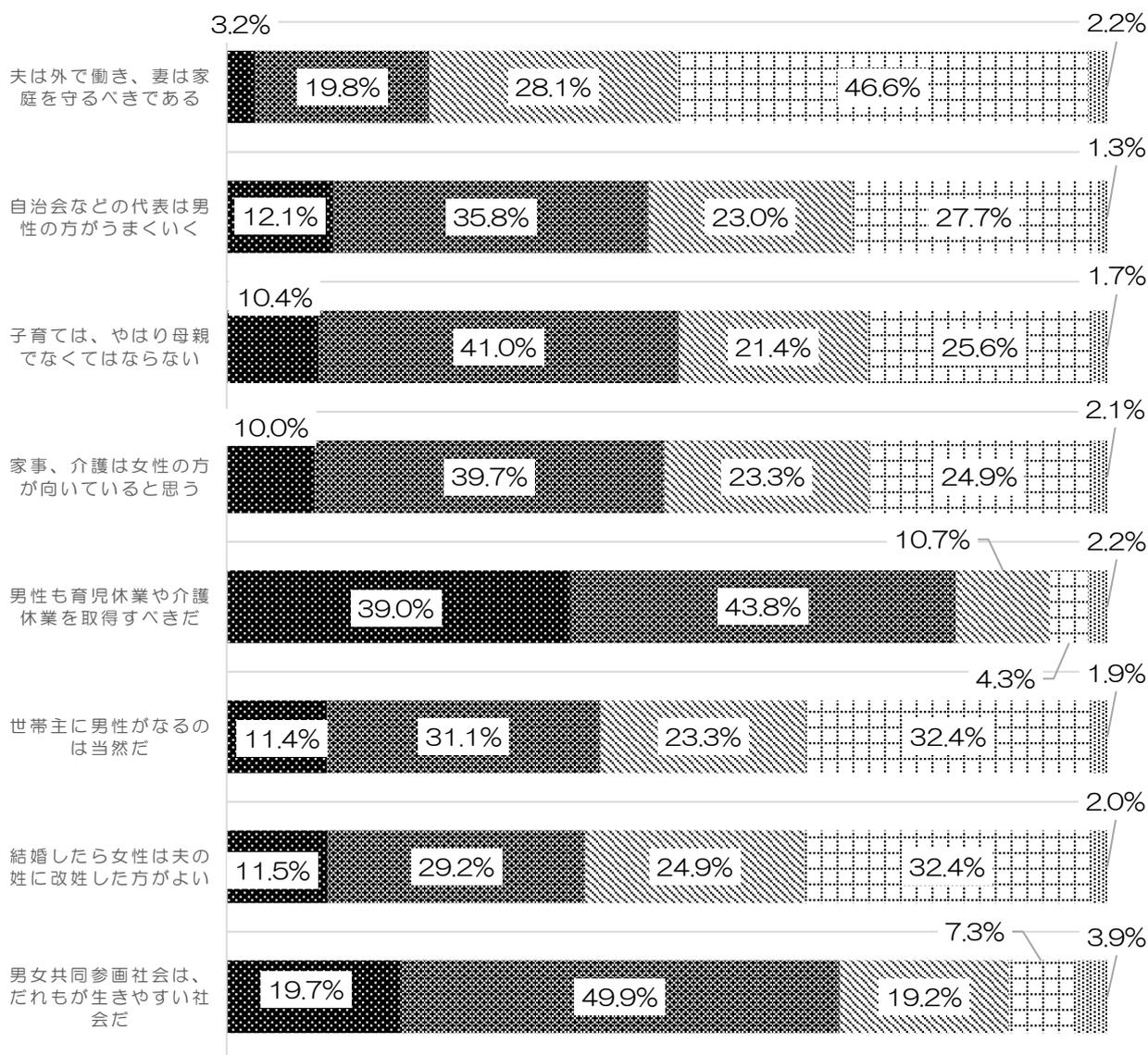
【解説】

「平等」と回答した割合は17.9%で、H27 松江市調査より4.1ポイント上昇しています。

また、「男性優遇」は75.2%で、依然として7割以上を占めています。「男性優遇」の割合を男女で比較すると、女性は80.9%で、男性の68.8%より12.1ポイント高く、女性の約8割は男性優遇を感じています。

■男女平等の意識

質問：性別役割分担等に関して、次のような考え方についてあなたはどのように思いますか。



- そう思う
- ▨ どちらかといえばそう思う
- ▩ どちらかといえばそう思わない
- ⋯ そう思わない
- ⋮ 無回答

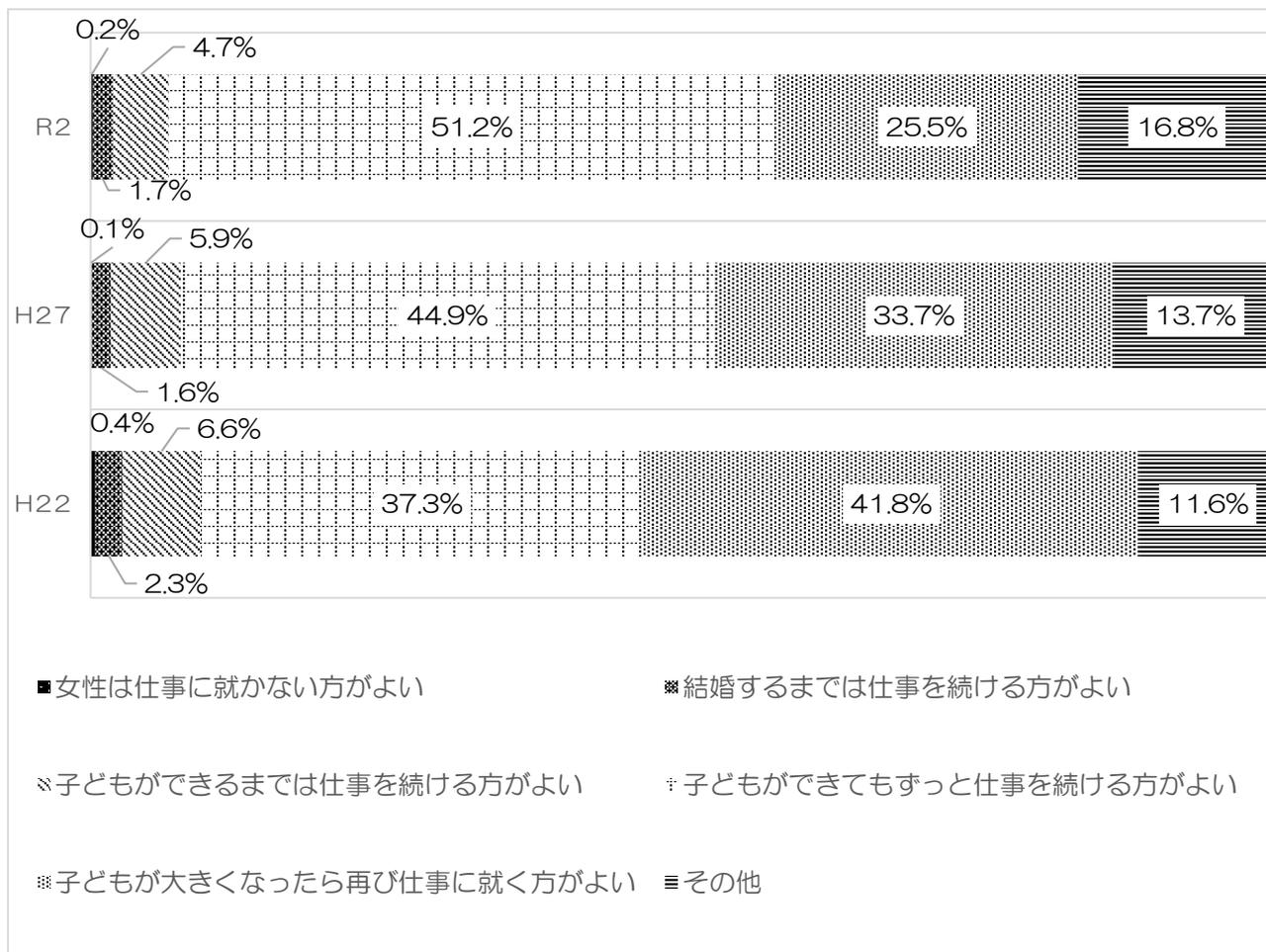
【解説】

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、否定的な意見（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」）が合計 74.7%と 7 割以上を占めています。

また、「男性も育児休業や介護休業を取得すべきだ」という考え方については、肯定的な意見（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）が合計 82.8%と 8 割以上を占めています。

■女性と仕事

質問：一般的に、女性が仕事をする事について、あなたはどのように考えますか。

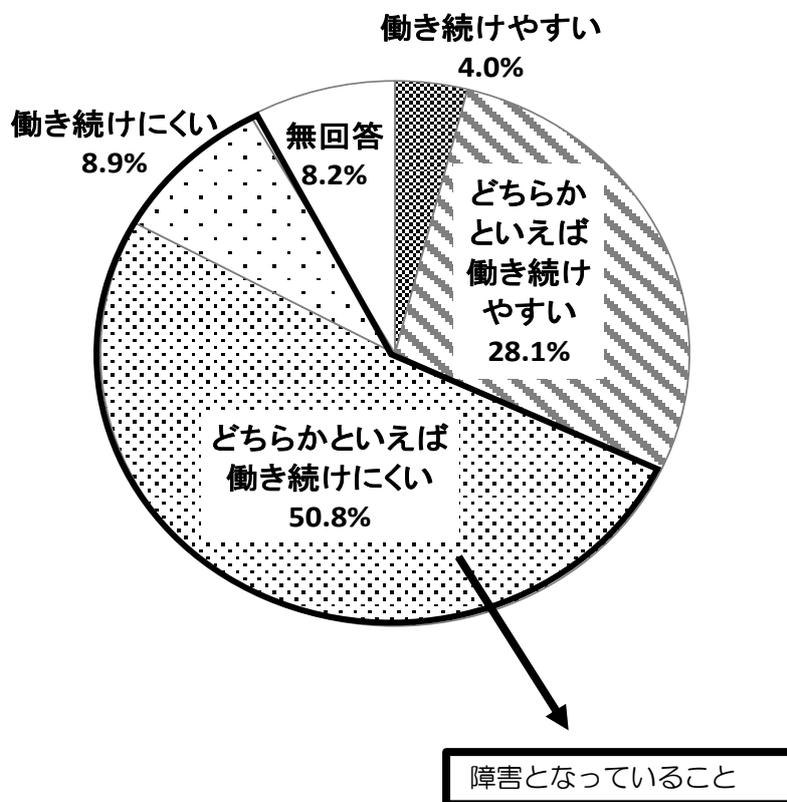


【解説】

女性が仕事をする事について、「子どもができてもしっかり仕事を続ける方がよい」と回答した割合は 51.2% で半数以上を占め、「子どもが大きくなったら再び仕事に就く方がよい」と回答した割合 25.5% の約 2 倍となりました。

■女性と仕事

質問：一般的に、女性が働き続けていくことについて、現在どのような状況にあると思いますか。
また、女性が働き続けていく上で、障害となっているのはどのようなことだと思いますか。



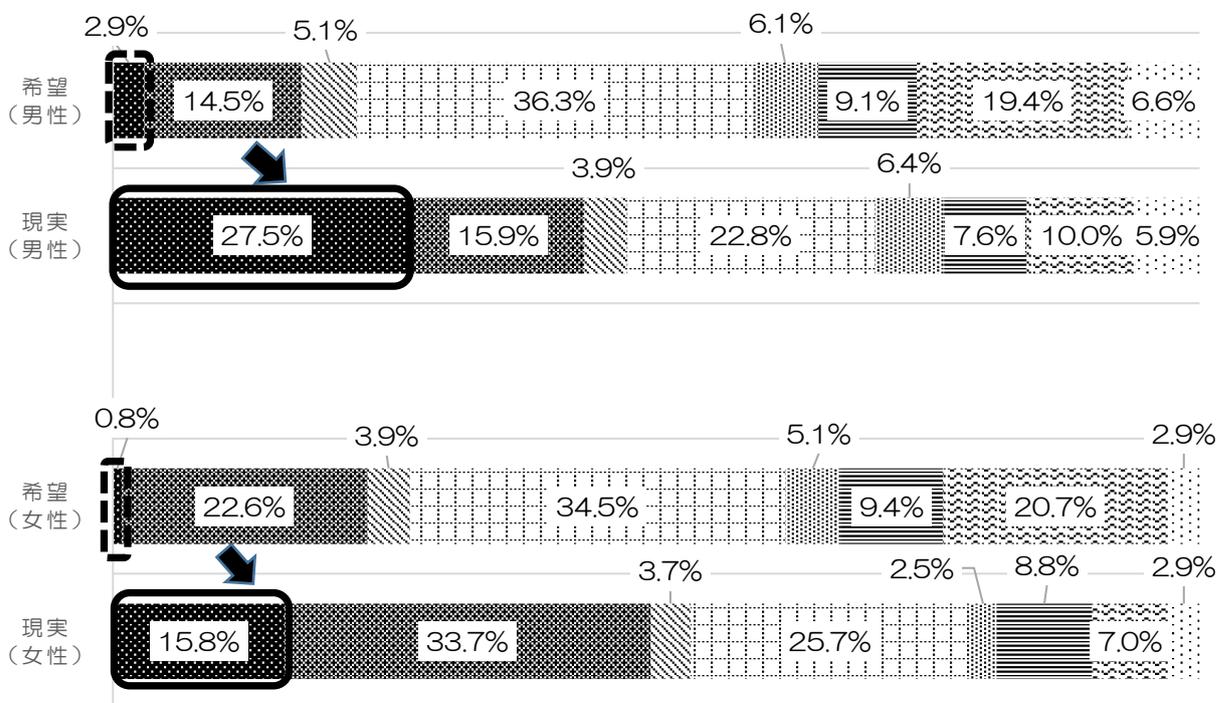
障害となっていること	割合
育児施設が十分でない	60.1%
不安定な雇用形態が多い	52.8%
結婚・出産退職の慣行がある	40.8%
介護施設が十分でない	36.9%
長時間労働や残業がある	36.2%

【解説】

女性が働き続ける状況について、「どちらかといえば働き続けにくい」と回答した割合 50.8%と「働き続けにくい」と回答した割合 8.9%の合計は 59.7%で、約 6 割の人が働き続けにくい状況であると感じています。

■仕事、生活、地域・個人の生活について

質問：生活の中での、仕事と家庭生活または地域・個人の生活の優先度について、最も近いものはどれですか（希望と現実）



- 「仕事」を優先「したい・している」
- ※ 「家庭生活」を優先「したい・している」
- ※ 「地域・個人の生活」を優先「したい・している」
- ÷ 「仕事」と「家庭生活」をともに優先「したい・している」
- ※ 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先「したい・している」
- ≡ 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先「したい・している」
- ※ 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先「したい・している」
- ： 無回答

【解説】

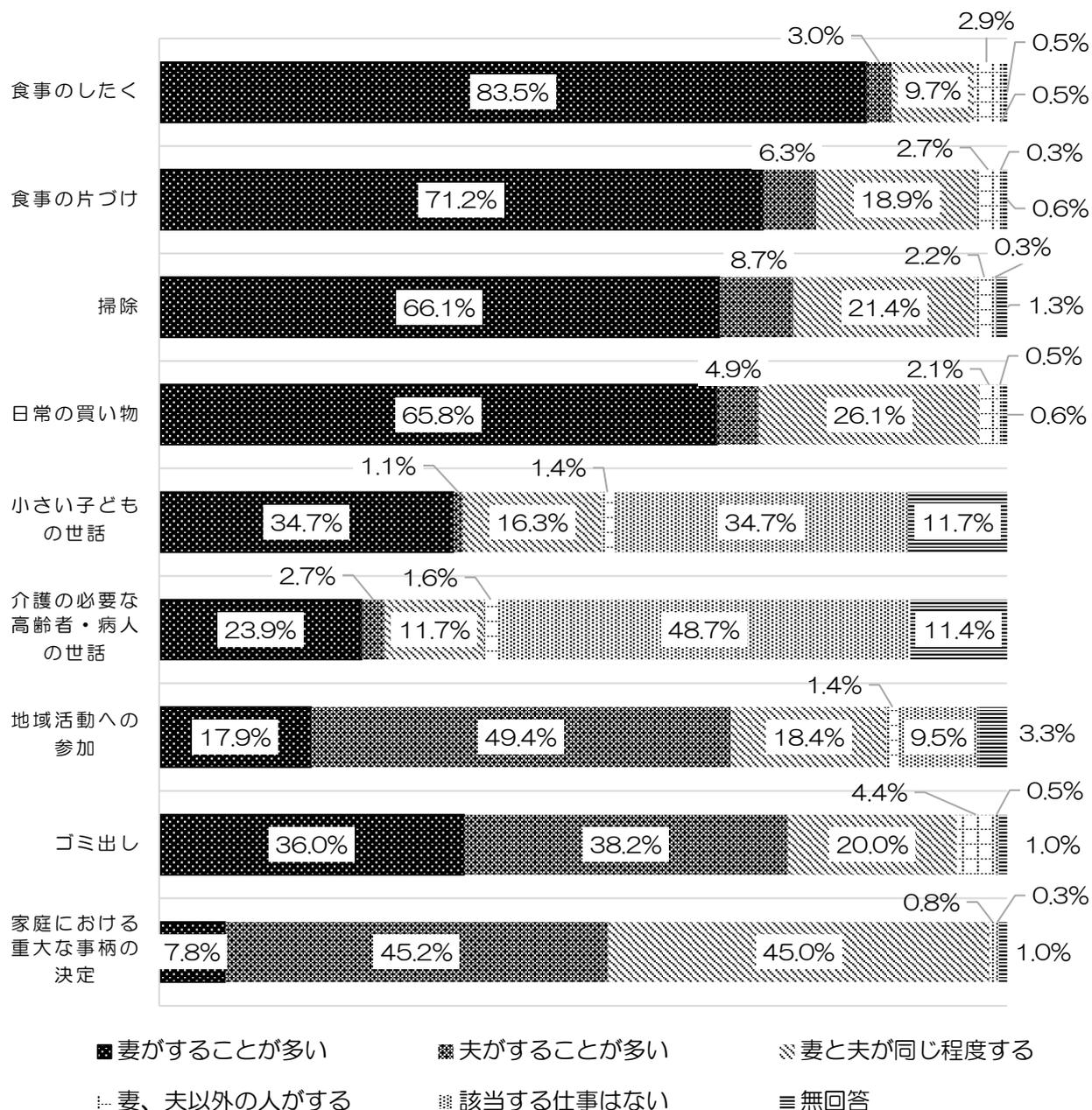
男性は、「仕事と家庭生活をともに優先したい」と回答した割合が36.3%と最も高くなっているにもかかわらず、現実には「仕事を優先している」と回答した割合が27.5%と最も高くなっています。

一方、女性も「仕事と家庭生活をともに優先したい」と回答した割合が34.5%と最も高くなっていますが、現実には「家庭生活を優先している」と回答した割合が33.7%と最も高くなっています。

また、「仕事を優先したい」が男女ともに最も低い割合（男性2.9%、女性0.8%）となっていますが、現実には男性の27.5%、女性の15.8%が「仕事を優先している」傾向があります。

■仕事、生活、地域・個人の生活について

質問：家庭の中で次の仕事はどなたが担当されていますか。



【解説】

家事や育児、介護については妻が担っていることが多いと回答した人の割合が最も高くなっており、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別による役割分担意識が依然として根強く残っていることがわかります。

具体的には「食事のしたく」が83.5%、「食事のかたづけ」が71.2%、「掃除」が66.1%「日常の買い物」が65.8%となっています。

一方で、「夫がすることが多い」の回答割合が最も高い項目は、「地域活動への参加」49.4%、次いで「家庭における重大な事柄の決定」が45.2%、「ゴミ出し」が38.2%となっています。

■男女の人権について

質問：今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。

(単位：%)

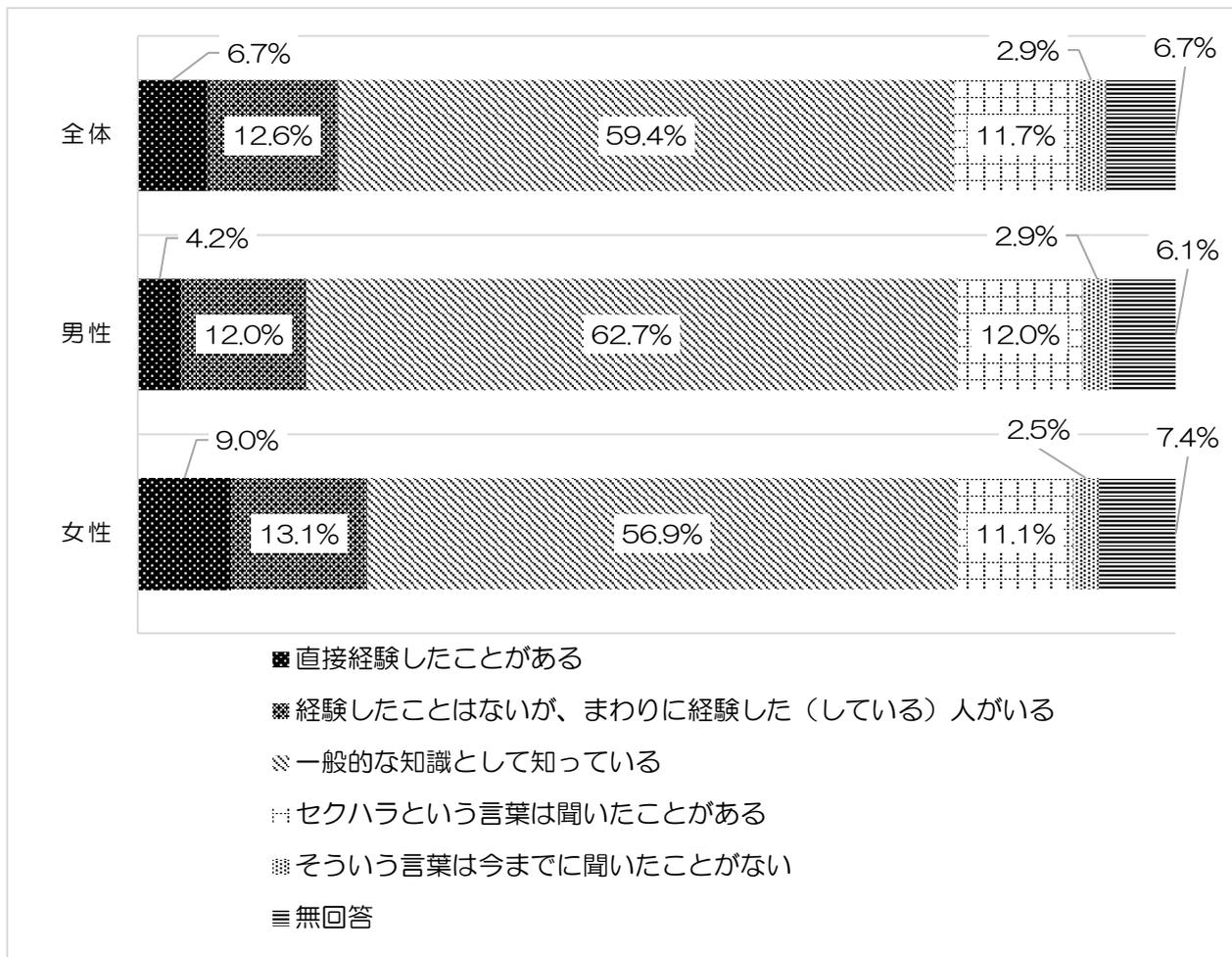
年代	夫婦や家族間でコミュニケーションをよくはかる	男性が家事・育児に参加することに対する男性の抵抗感をなくす	男性による家事・育児などについて上司や周囲の理解を進めること	社会の中で、男性による家事・育児などについても評価を高めること	年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担についての考え方を尊重する	多様な働き方を普及することで仕事以外の時間を多く持てるようにする	啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行う	男性が家事・育児などを行うための仲間づくりをすすめる	男性が家事・育児に参加することに対する女性の抵抗感をなくす	その他	無回答
全体	61.4	53.3	50.5	44.0	39.6	37.3	22.2	20.9	16.4	3.2	8.0
10代	78.6	57.1	78.6	57.1	35.7	42.9	14.3	28.6	7.1	0.0	0.0
20代	60.3	53.4	67.2	44.8	46.6	50.0	24.1	29.3	17.2	5.2	1.7
30代	74.7	57.5	64.4	54.0	47.1	56.3	27.6	29.9	25.3	3.4	2.3
40代	63.4	55.3	59.3	47.2	38.2	43.1	19.5	17.9	14.6	4.1	1.6
50代	58.6	56.2	54.4	43.8	43.2	42.6	20.1	16.0	15.4	4.1	6.5
60代	65.6	55.0	48.1	49.2	40.7	29.6	24.9	23.3	19.0	2.1	6.9
70代	55.9	47.8	31.1	32.9	32.3	23.0	19.9	21.1	11.8	1.9	15.5
80代	50.0	49.0	42.0	36.0	35.0	33.0	21.0	15.0	17.0	4.0	19.0

【解説】

男性が、家庭内の役割を担っていく上で必要なこととしては、「夫婦や家族間でコミュニケーションをよくはかる」の回答割合が61.4%で最も高く、次いで、「男性が家事・育児に参加することに対する男性の抵抗感をなくす」が53.3%、「男性による家事・育児などについて上司や周囲の理解を進めること」が50.5%となっています。

■男女の人権

質問：あなたは、DVによる被害を経験したり見聞きしたことがありますか。



【解説】

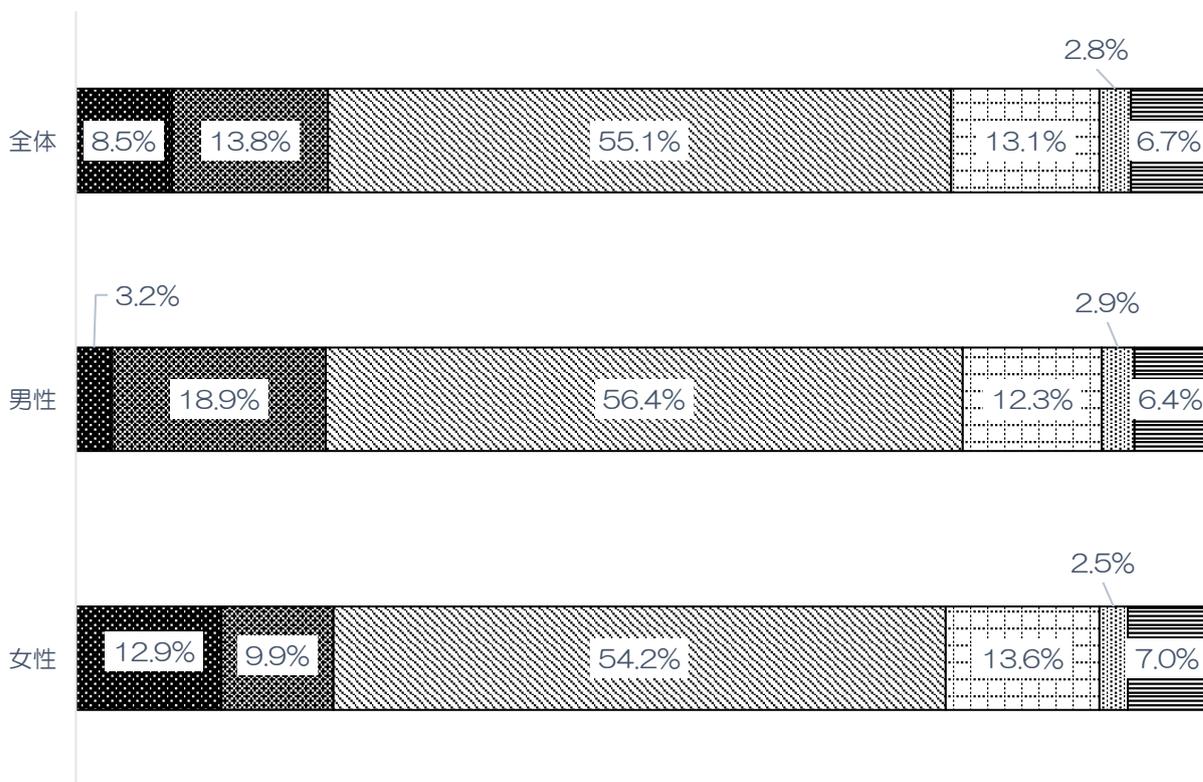
全体では「一般的な知識として知っている」と回答した割合が59.4%と最も高く、次いで「経験したことはないが、まわりに経験した（している）人がいる」が12.6%となっています。

また、「直接経験したことがある」と回答した割合が最も高い年代は20歳代女性（14.3%）でした。

暴力被害は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなどの心への影響が大きく、その後の人生に大きな支障を来す深刻な問題であることから、暴力の根絶に向け、引き続き意識啓発や教育、被害者支援の充実が必要です。

■男女の人権

質問：あなたは、セクシュアル・ハラスメントによる被害を経験したり見聞きしたことがありますか。



- 直接経験したことがある
- 経験したことはないが、まわりに経験した（している）人がいる
- 一般的な知識として知っている
- セクハラという言葉は聞いたことがある
- そういう言葉は今までに聞いたことがない
- 無回答

【解説】

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）について、「直接経験したことがある」と回答した人の割合は、男性が3.2%、女性が12.9%となっています。

■男女の人権

質問：女性に対する暴力やさまざまな悩みなどに関する相談窓口などについて、知っていますか。

(複数回答可)

(単位：%)

年代	松江保健所	島根県女性相談センター	松江市家庭相談課	島根県立心と体の相談センター	松江市男女共同参画センター	性暴力被害者支援センターたんぼほ	DV相談ナビダイヤル	その他	無回答
全体	31.5	24.1	18.6	16.4	15.9	12.1	11.2	2.4	28.8
10代	57.1	14.3	7.1	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	21.4
20代	27.6	17.2	5.2	15.5	6.9	19.0	8.6	0.0	32.8
30代	31.0	21.8	14.9	13.8	10.3	14.9	17.2	1.1	35.6
40代	30.1	28.5	19.5	19.5	17.1	17.9	20.3	1.6	20.3
50代	30.8	27.8	18.3	20.7	20.7	13.0	10.7	4.7	24.9
60代	40.2	29.1	22.2	18.0	20.1	12.7	10.6	1.6	24.9
70代	27.3	17.4	20.5	16.8	12.4	9.3	7.5	4.3	33.5
80代	24.0	23.0	20.0	8.0	16.0	3.0	7.0	1.0	38.0

【解説】

全体の約3割が相談窓口を知らない（無回答）と回答しています。このことから、被害の早期発見や被害者支援のためにも、相談機関の周知徹底を図る必要があります。

■市への要望

質問：「男女共同参画社会」を実現するために、松江市は、今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（複数回答可）

（単位：％）

年代	介護サービスの充実	育児休業制度の充実・労働環境の整備	子育てで退職した人の再就職支援	子育てに関する施設やサービスの充実	介護等で退職した人の再就職支援	介護休業制度の充実・労働環境の整備	働き方の見直し支援	学習機会等の充実	DV被害者の支援	女性に対する暴力防止への取り組み	民間企業・団体等の管理職への女性登用支援	審議会委員や管理職への女性の積極的登用	生き方の悩みに関する相談の場の提供	その他	無回答
全体	59.4	58.8	57.3	55.8	50.4	47.4	41.0	32.4	29.4	29.0	25.6	25.5	23.3	3.6	3.6
10代	28.6	78.6	57.1	85.7	50.0	50.0	42.9	50.0	35.7	42.9	14.3	14.3	35.7	7.1	0
20代	36.2	72.4	69.0	63.8	41.4	34.5	65.5	24.1	25.9	31.0	29.3	29.3	25.9	6.9	1.7
30代	48.3	73.6	56.3	67.8	34.5	39.1	55.2	20.7	27.6	23.0	26.4	26.4	21.8	3.4	2.3
40代	50.4	65.9	61.8	52.8	45.5	52.0	49.6	29.3	31.7	26.0	22.8	21.1	17.9	2.4	3.3
50代	67.5	64.5	59.8	58.6	58.6	58.0	39.1	25.4	33.1	27.2	23.7	23.7	24.3	6.5	2.4
60代	61.9	59.8	55.0	59.3	54.5	54.0	38.6	35.4	30.2	31.7	25.9	23.8	26.5	3.7	3.7
70代	69.6	42.9	57.8	41.6	57.8	39.8	28.6	36.6	26.1	29.8	29.2	26.1	19.9	1.9	5.6
80代	63.0	40.0	45.0	49.0	41.0	37.0	31.0	47.0	26.0	29.0	24.0	34.0	24.0	1.0	6.0

【解説】

今後、松江市はどのようなことに力を入れていくべきかの問いに対し、上位5項目は、いずれも介護や育児に関する意見でした。

回答割合が最も高かった項目は、「介護サービスの充実」で59.4%、次いで「育児休業制度の充実・労働環境の整備」が58.8%、「介護等で退職した人の再就職支援」が50.4%となっています。

資料2 第2次計画の取り組みの評価

第2次計画は、令和3(2021)年3月末をもって計画期間が終了します。毎年度の年次報告をもとに、計画の振り返りとして基本課題に関係する施策の数値目標について達成度の検証を行いました。

<指標の達成度の検証区分>

「◎」 順調 ⇒目標値をすでに上回っているもの

「○」 概ね順調 ⇒目標値に達していないが、順調に推移しているもの

令和元(2019)年度までは順調に推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2(2020)年度の到達目標を下回ったもの

「△」 遅れている ⇒令和3(2021)年度末までに目標値の達成が困難なもの

基本課題	指標	計画策定時の値(H28)	現状値(R2末)	目標値(R3末)	指標の達成度
I	1 年間に実施する出前講座の回数	32回	13回	30回	○
	2 小中一貫教育地域推進協議会委員、学校評議員に占める女性の割合	39.0%	39.4%	40.0%	○
	3 男女共同参画という言葉を知っている市民の割合	82.8%	79.4%	100%	△
	4 社会全体において、男女の地位が平等であると感じる市民の割合	13.8%	17.9%	30.0%	△
	5 「男は仕事、女は家で家事・育児」といった、従来からの男女の固定的役割分担意識に否定的な市民の割合	66.4%	74.7%	80.0%	△
	6 児童・生徒意識調査で、家事分担について「①男女が力をあわせてやるのがよい」「②男女のできる人がやるのがよい」と答えた子どもの割合	① 44.6% ② 37.5% 計 82.1%	① 44.6% ② 37.5% 計 82.1%	①と② 合計 100%	△
II	7 附属機関の女性委員の割合	33.0%	35.5%	40.0%	△
	8 女性のいない附属機関の数	2	1	0	△
	9 女性のいない行政委員会の数	1	1	0	△
	10 要綱等により設置している審議会等の女性委員の割合	32.7%	35.1%	40.0%	△
	11 「まつえ男女共同参画人材リスト」への登録者数	110人	93人	150人	△
	12 管理職に占める女性の割合	14.5%	24.7%	20.0%	◎
	13 女性職員に占める役職者(係長級以上)の割合と、男性職員に占める役職者(係長級以上)の割合との関係	女性 31.7% 男性 48.8%	女性 27.4% 男性 44.1%	同率化	△
	14 市が出資している団体における女性役員の割合	3.8%	1.5%	10.0%	△
	15 市が事業を委託している団体における女性役員の割合	25.3%	24.0%	30.0%	△
III	16 「まつえ男女共同参画推進宣言企業」認定企業数	4社	85社	120社	○
	17 男性職員の育児休業取得率	0%	0%	13.0%	△
	18 妻が出産する男性職員のうち、「夫の育児参加休暇(5日以内)」を完全取得した職員の割合	1.8%	9.8%	100%	△

Ⅲ	19	認可保育所待機児童数	22人	0人	0人	○
	20	認可保育所定員数	6,489人	7,075人	6,708人	◎
	21	通常保育実施箇所数	74箇所	85箇所	77箇所	◎
	22	一時保育実施箇所数	46箇所	38箇所	48箇所	△
	23	延長保育実施箇所数	74箇所	85箇所	77箇所	◎
	24	児童クラブ待機児童数	41人	55人	0人	△
	25	なごやか寄り合い事業を実施している自治会数	561 自治会	544 自治会	590 自治会	△
	26	認知症サポーター数	14,846人	21,825人	27,000人	△
Ⅳ	27	DV防止法の概要について知っている市民の割合	37.9%	32.0%	70.0%	△
	28	乳がん検診受診者数	4,265人	3,545人	11,500人	△
	29	子宮がん検診受診者数	6,777人	6,459人	12,400人	△
	30	松江市男女共同参画センターの存在を知っている市民の割合	52.9%	42.4%	70.0%	△

【成果と課題】

（基本課題Ⅰ 「男女共同参画意識の啓発と形成」）

- ・性別による固定的な役割分担意識の解消など、男女共同参画の意識づくりを進めていくために、対象に応じて、より効果的で、きめ細やかな啓発を充実させていく必要があります。
- ・近年、職業選択においても性別に偏らず、新しい分野に挑戦する市民が増えてきています。性別にかかわらず、進路選択についての自己実現を可能にする支援がこれからも必要です。

（基本課題Ⅱ 「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」）

- ・市役所女性職員の役職登用促進については、積極的な登用を継続したことにより、目標値を達成しました。
- ・附属機関等については、分野によって女性の人材が不足していることから、女性委員の登用が進んでいない審議会もあり、条例に定める目標値には未達成でした。

（基本課題Ⅲ 「男女共同参画を推進するための環境づくり」）

- ・就労形態の多様化に伴い、さまざまな保育ニーズに対応する特別保育を行っていくことが必要ですが、保育士の確保が難しいなどの課題があります。
- ・市役所における男性職員の育児休業について、取得率は依然として低く目標値には未達成でした。制度の周知のみでなく、管理職からの積極的な働きかけや休業中の経済的不安や職場環境への不安等を払拭する取り組みが必要です。

（基本課題Ⅳ 「男女共同参画の基礎となる安心・安全な暮らしの実現」）

- ・妊娠・出産・子育てに関するハイリスク要因を抽出し、妊婦の状況をアセスメントし、出産・子育てに至るまで切れ目なく適切な支援へとつなげることができました。
- ・DVをしない、受けないためには、特に若い世代への啓発が必要であり、学生のみならず保護者に向けた啓発を行っていく必要があります。

資料3 計画の趣旨および策定の背景

(1) 計画の趣旨

国においては、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、平成 11（1999）年に「基本法」が制定されました。この基本法は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に進めるために制定されたものです。

本市においては、この基本法の趣旨を踏まえ、平成 13（2001）年に「松江市男女共同参画計画（まっすえ男女共同参画プラン）」を策定、平成 15（2003）年には「条例」を制定しました。この条例は、男女共同参画の推進についての 7 つの基本理念を掲げ、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、男女が性別にかかわらず、自らの意思によって個人の能力と個性を最大限に発揮し、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会の早期実現をめざすことを決意したものです。また、この基本理念を具現化するための具体的な施策を盛り込んだ「松江市男女共同参画計画」（計画期間 10 年）を平成 19（2007）年 3 月に策定しました。平成 22（2010）年 10 月には「男女共同参画都市」を宣言し、広く市民の機運の醸成を図る取り組みを進めてきました。平成 28（2016）年 12 月には「第 2 次松江市男女共同参画計画」（以下「第 2 次計画」という。）（計画期間 5 年）を策定し、社会情勢の変化や課題に応じたさまざまな施策に積極的に取り組んできた結果、市民の男女共同参画への理解は少しずつ浸透してきました。

この間、国においては平成 13（2001）年に「DV 防止法」平成 27（2015）年には「女性活躍推進法」が制定されるなど法制度の整備や意識啓発が行われていますが、いまなお性別による固定的役割分担意識は根強く残っており、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

こうした中、本市においては「第 2 次計画」が計画期間の終了を迎えました。国内外において社会情勢が大きく変化している中、積み残した課題の解消や、新たな課題への対応など、引き続き男女共同参画社会の実現をめざし、その指針となる「第 3 次松江市男女共同参画計画」（計画期間 5 年）を策定するものです。

(2) 社会的背景

基本法では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないと規定しています。こうした中、平成 27（2015）年 9 月に国連において 2030 年までの国際開発目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、環境・経済・社会に関わる幅広い 17 のゴールからなる持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。この SDGs には「ゴール 5 *ジェンダー平等を実現しよう」等、男女共同参画に関係が深い目標も含まれており、我が国も「誰一人取り残さない」社会をめざし取り組みを進めています。

しかしながら、令和 3（2021）年 3 月に世界経済フォーラムが発表した各国における「経済」「政治」「教育」「健康」の 4 つの分野における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（GGI）では、日本の総合順位は 156 か国中 120 位（2020 年は 153 か国中 121 位）で、先進国の中で最低レベルとなっており、他の国々と比較して依然として男女の格差が大きいのが実情です。

また、人口減少社会の到来、家庭環境の多様化、非正規労働者を取り巻く環境、貧困による格差の拡

大、コロナ禍による生活様式の変化、女性に対する暴力の深刻化、防災・災害時における男女共同参画の視点の必要性などわたしたちを取り巻く現代社会が抱えるさまざまな課題への対応が必要となっています。

男女共同参画社会の実現と関りが深い SDGs の 6 つのゴール



【目標 1（貧困）】

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



【目標 3（保健）】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



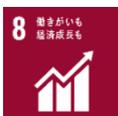
【目標 4（教育）】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



【目標 5（*ジェンダー）】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う



【目標 8（経済成長と雇用）】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



【目標 10（不平等）】

各国内および各国間の不平等を是正する

【用語説明】

***ジェンダー**：社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的、文化的に形成された性別」（ジェンダー）といいます。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

ジェンダー・ギャップ指数（2021）上位国及び主な国の順位

順位	国名	スコア	順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.892	63	イタリア	0.721
2	フィンランド	0.861	79	タイ	0.710
3	ノルウェー	0.849	81	ロシア	0.708
4	ニュージーランド	0.840	87	ベトナム	0.701
5	スウェーデン	0.823	101	インドネシア	0.688
11	ドイツ	0.796	102	韓国	0.687
16	フランス	0.784	107	中国	0.682
23	英国（イギリス）	0.775	119	アンゴラ	0.657
24	カナダ	0.772	120	日本	0.656
30	米国（アメリカ）	0.763	121	シエラレオネ	0.655

ジェンダー・ギャップ指数（2021）各分野における日本のスコア

分野	スコア	2020年のスコア
経済	0.604	0.598
政治	0.061	0.049
教育	0.983	0.983
健康	0.973	0.979

日本は、特に、「経済」及び「政治」における順位が低くなっており、「経済」の順位は 156 か国中 117 位（前回は 115 位）、「政治」の順位は 147 位（前回は 144 位）となっています。スコアは上がっているものの、順位は下がっています。これは、他国がジェンダー平等に向けた努力を加速している中で、日本が遅れを取っていることを示しています。

(3) 国の取り組み

国は、引き続き、基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととして、令和 2 (2020) 年 12 月に第 5 次男女共同参画基本計画 (計画期間 5 年) を策定しました。我が国が主体的に参画してきた持続可能な開発のための 2030 アジェンダ等多国間合意の着実な履行の観点から、めざすべき社会として、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会」を掲げ、その実現をめざすこととしています。

また、令和 3 (2021) 年 6 月には「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という。)が改正されました。この法改正は、希望に応じて男女がともに仕事と育児等を両立できるよう柔軟な枠組みを創設し、事業主に対し育児休業を取得しやすい雇用環境整備を講ずることを義務化するもので、女性の出産・育児等による離職を防ぐとともに、人口減少、少子高齢化問題の解消につなげる狙いがあります。また一歩、国における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが新たな段階に入りました。

(4) 島根県の取り組み

平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「第 3 次島根県男女共同参画計画」の計画期間が令和 4 (2022) 年 3 月で終了することから、令和 4 (2022) 年 3 月に「第 4 次島根県男女共同参画計画」を策定しました。あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりや男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり、人権が尊重され安全・安心に暮らせる社会づくりを基本目標として、重点目標 10 項目を掲げ、26 項目の施策の方向性を示しました。

また、令和 2 (2020) 年 2 月には、ワーク・ライフ・バランスの実現の支援及びいきいきと働きやすい職場環境づくりをめざし、組織全体の意識や行動を変えていくため、丸山達也知事が*イクボス宣言を行いました。宣言では、県庁内のみならず、県内各地において*イクボスの取り組みや精神が広がり、県民が安心して生活が送れるよう、全力で取り組むことを誓いました。

【用語説明】

*イクボス宣言：職場で働く部下やスタッフがワーク・ライフ・バランスを保ちながら安心して子育てに取り組めるような環境をつくると、自治体や企業が公に宣言することです。

*イクボス：職場で働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司 (経営者・管理職) のことです。

(5) 本市の取り組み

第 2 次計画では、一部を松江市女性活躍推進計画として包含し、「①女性の積極的な参画の推進」「②ワーク・ライフ・バランスの推進のための環境整備」「③男女共同参画意識の一層の浸透」を 3 つの重

点目標として掲げ、この実現に向け 16 の個別分野における施策の方向とそれに関連する具体的施策を定め、取り組みを進めてきました。また、平成 30（2018）年には「松江市 DV 対策実施計画」を策定し、毎年度進捗状況を把握しながら、さまざまな取り組みを進めてきました。

しかしながら、令和 2（2020）年 9 月に実施した市民意識調査（調査対象：市内在住の 18 歳以上の無作為抽出の男女 2,000 人）の結果によると、「社会全体でみた男女の地位の平等感」は平成 27（2015）年の前回調査からわずかに改善したものの、約 7 割が依然として「男性優遇」を感じていることがわかりました（図 1 参照）。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別による役割分担の考え方について、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」といった否定的な意見が前回調査時に比べ増加傾向にあり、市民の意識改革が徐々に進んでいることがわかりました（図 2 参照）。

こうした中、令和 3（2021）年 8 月に上定昭仁市長がイクボス宣言を行いました。仕事と生活を両立したいという市民の思いに応えるためには、働きやすく暮らしやすい環境づくりが重要との考えから、市長自らが「イクボス」となり、市内においてワーク・ライフ・バランスを意識し実践する働きやすい職場が増えるよう、積極的に取り組むことを誓いました。

こうした取り組みを踏まえ、国内外の動向を注視しながら、第 3 次計画を実効性のある計画とするために、市民、事業者、行政が連携して計画に掲げる施策に取り組む必要があります。

（図 1）「男女の地位の平等感」について

（単位：％）

分野	平成 27 年			令和 2 年			増減		
	男性優遇	平等	女性優遇	男性優遇	平等	女性優遇	男性優遇	平等	女性優遇
1 家庭生活で	52.0	33.2	12.8	47.1	43.1	6.4	▲4.9	9.9	▲6.4
2 職場で	70.8	20.6	5.3	50.6	34.8	6.5	▲20.2	14.2	1.2
3 学校教育の場で	25.4	66.0	3.8	20.2	65.9	2.6	▲5.2	▲0.1	▲1.2
4 政治の場で	77.5	17.2	2.1	76.8	15.8	1.2	▲0.7	▲1.4	▲0.9
5 法律や制度上で	50.7	39.0	6.4	42.2	43.1	7.1	▲8.5	4.1	0.7
6 社会通念・慣習・しきたりで	77.8	16.7	2.6	75.3	16.5	2.5	▲2.5	▲0.2	▲0.1
7 就職で	64.7	30.6	1.7	53.4	36.8	1.5	▲11.3	6.2	▲0.2
8 自治会やPTAなどの地域活動の場で	—	—	—	45.2	43.0	6.0	—	—	—
社会全体で	79.7	13.8	4.6	75.2	17.9	4.0	▲4.5	4.1	▲0.6

【解説】

前回調査と比較できるすべての分野で「男性優遇」が減少し、特に「2 職場」においては 20.2 ポイント減少しました。一方で、「4 政治の場」と「6 社会通念・慣習・しきたり」においては、「男性優遇」が 75%を越え、この分野での不平等感が強いことがわかりました。

社会全体でみた男女の地位の平等感については、依然として「男性優遇」が 7 割以上を占めており、目標数値には届きませんでした。

(図2)「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別による役割分担の考え方

(単位：%)

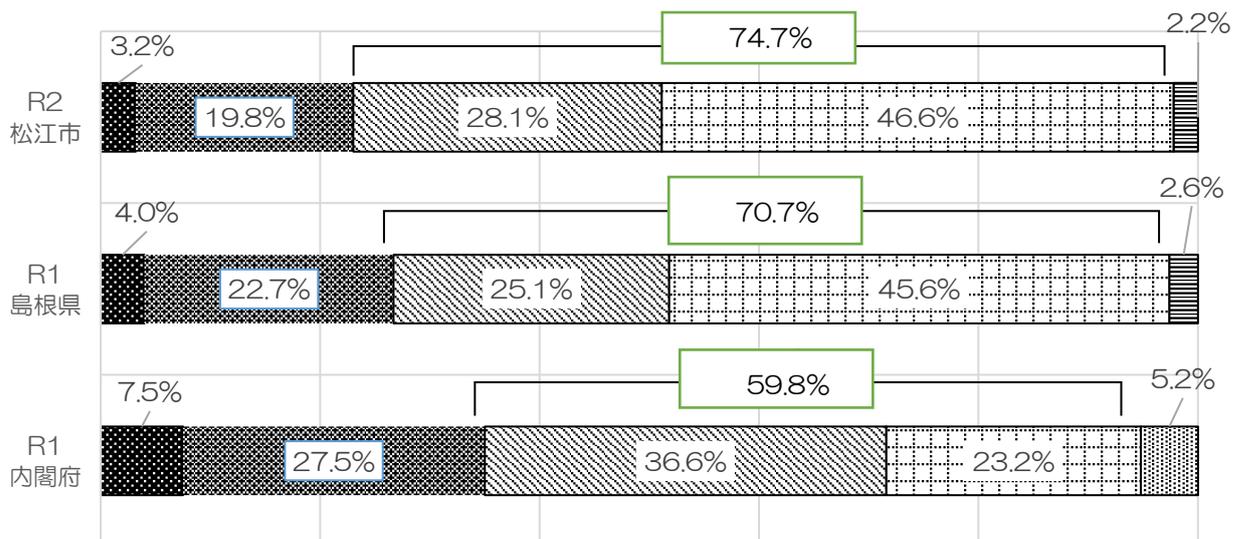
回答内容		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
そう思う	男性	41.7	37.5	22.6
どちらかといえばそう思う	女性	38.1	28.5	23.4
どちらかといえばそう思わない	男性	56.2	61.4	75.7
そう思わない	女性	61.0	70.5	74.1

資料：令和 2 年度市民意識調査

【解説】

「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の否定的な意見については年々増加傾向にあります。また、令和 2 (2020) 年の男女の回答を比較すると、女性 (74.1%) に対して男性 (75.7%) となり、初めて男性の方が女性を上回りました。

(参考：他調査との比較)



- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない
- わからない
- 無回答

【解説】

否定的な意見の割合を国、県の調査結果と比較すると、国の 59.8% より 14.9 ポイント高く、県の 70.7% より 4.0 ポイント高くなりました。

(6) 計画の基本目標の考え方

本計画では、第2次計画の検証や市民意識調査の結果を踏まえ、次の3つを基本目標として掲げています。この目標を達成するために、目標ごとに基本施策を設定し取り組みをすすめていきます。

【第2次計画の検証からみえた取り組みの方向性】

- 男女共同参画社会に関する認識や、その意義についての理解を深めるため、教育・啓発活動を一層推進していきます。
- 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込みの解消を図っていきます。

【本計画の基本目標】

基本目標1

男女共同参画意識が浸透した社会を実現しよう

- だれもがあらゆる分野で活躍できる社会を実現するため、政策・方針決定過程への女性の参画を一層推進していきます。
- 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる社会の実現のため、より一層ワーク・ライフ・バランスへの理解促進に取り組みます。
- 女性が働き続けていくことのできる環境づくりのため、引き続き子育て環境の整備や介護サービスの充実に取り組みます。
- 育児休業や介護休業等を十分に活用できる職場環境づくりや意識改革を進めます。

基本目標2

男女がともに活躍できる社会を実現しよう

- 配偶者等からの暴力など、あらゆる暴力の根絶に向けて予防教育や啓発の充実に努めます。
- DV被害者の適切な支援につなげるため、関係機関と連携しながら相談体制を充実し、被害者に寄り添った支援を引き続き行っていきます。
- 人生100年時代の到来に向けて、男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、生涯にわたる健康の維持・増進を図ります。
- さまざまな困難な状況に置かれている市民が、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

基本目標3

あらゆる暴力の根絶など安心して暮らせる社会を実現しよう

資料4 男女共同参画に関する法令等

(1) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的
施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際
社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた
が、なお一層の努力が必要とされている。女のいずれか一方
一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国
の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、
互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にか
かわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる
男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を
21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、
社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の
促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共
団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総
論的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現
することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成
に

関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民
の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めること
により、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に
推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員
として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に
おける活動に参画する機会が確保され、もって男女が
均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受
することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形
成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間

いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する
ことをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重
されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等
を社会における制度又は慣行が男女の社会における活
動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、
男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれ
があることにかんがみ、社会における制度又は男女の社
会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限
中立的なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政
策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同
して参画する機会が確保されることを旨として、行われ
なければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家
族の介護その他の家庭生活における活動について家族
の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動
以外の活動を行うことができるようにすることを旨と
して、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ
なければならない。

（国の責務）

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参
画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」と
いう。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に
関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総
論的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることがきる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 一から十まで 略
- 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

最終改正：令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
第 3 章 事業主行動計画等
第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
第 2 節 一般事業主行動計画（第 8 条—第 18 条）
第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）
第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条—第 29 条）
第 5 章 雑則（第 30 条—第 33 条）
第 6 章 罰則（第 34 条—第 39 条）
附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与え

る影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で

- 定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第9条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若し

は通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第 11 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

- 一 第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第 12 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条の 2 に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 29 条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第 13 条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第 8 条第 1 項及び第 7 項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第 14 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第 15 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。

- 一 第 11 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。
- 二 第 12 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚

偽の公表をしたとき。

- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

- 五 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条の 2、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 2 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同法第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事

- させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求められることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための

措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 （平成29年3月31日法律第14号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
二及び三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則等に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年 6 月 5 日法律第 24 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第 3 条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 4 条の改正規定並びに次条及び附則第 6 条の規定 公布の日
- 二 第 2 条の規定 公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第 5 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 6 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 7 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正：令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）
- 第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）
- 第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）
- 第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）
- 第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）
- 第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）
- 第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

- 第 1 条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第 2 条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、

その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第 2 条の 2** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第 2 条の 3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第 3 条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者

暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長、第15条第3において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、

当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられるこ

とを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる

申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
- 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加え

られ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則(平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則(平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年1月1日

附則(令和元年6月26日法律第46号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4) 育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正の概要

●男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正が行われました

育児・介護休業法の改正ポイント（令和4年4月1日から3段階で施行されます）

令和4年4月1日施行

- 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化
 - 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
 - 妊娠・出産（本人または配偶者）の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
- 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

【現行】

（育児休業の場合）

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳半までの間に契約が満了することが明らかでない

【令和4年4月1日～】

【現行】の(1)の要件を廃止し、(2)のみに

令和4年10月1日施行

- 3 産後パパ育休の創設
- 4 育児休業の分割取得

	産後パパ育休 （育休とは別に取得可能）	育休制度	育休制度 （現行）
対象期間 取得可能日数	子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得可能	原則子が 1 歳 （最長 2 歳）まで	原則子が 1 歳 （最長 2 歳）まで
申出期限	原則休業の 2 週間前まで	原則 1 カ月前まで	原則 1 カ月前まで
分割取得	分割して 2 回取得可能	分割し 2 回取得可能	原則分割不可
休業中の就業	可能※条件あり	原則就業不可	原則就業不可
1 歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は 1 歳、1 歳半の時点に限定
1 歳以降の再取得		再取得可能※条件あり	再取得不可

令和5年4月1日施行

- 5 育児休業取得状況の公表の義務化

(5) 松江市男女共同参画推進条例

平成 17 年 3 月 31 日松江市条例第 4 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 21 条）

第 3 章 松江市男女共同参画審議会（第 22 条—第 23 条）

第 4 章 雑則（第 24 条）

附則

わたくしたちのまち松江市は、恵まれた自然、独自の歴史、文化を受け継ぎながら、日本国憲法の理念に基づき、国際的取組とも連動しつつ、市民との連携のもと、男女の平等と人権の尊重に向けた様々な取組を行ってきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが社会のあらゆる分野に依然として根強く残っている。また、政策又は方針の決定過程においては、未だに男女の均等な参画が確保されていない状態である。さらには、配偶者間の暴力に代表される性別に起因して人権が侵害される多くの課題がある。

一方、社会経済情勢の急速な変化、少子高齢化の一層の進展など、わたくしたちをとりまく社会が大きな転換期を迎えている。

このような状況を踏まえ、男女が性別にかかわらず、自らの意思によって個人の能力と個性を最大限発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担う社会の形成は、緊急かつ重要な課題である。

わたくしたち市民は、ここに、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（事実上の婚姻関係にある者及び過去にこれらの関係にあった者を含む。）に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 本市における男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けないこと及び男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為が根絶されること。
- (3) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (4) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
- (7) 国際社会における取組と協調し、又は連携して行われること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、必要に応じ、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画施策については、市民及び事業者と協力して実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動に当たり、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前条各号に掲げる行為を助長する表現を用いないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 前項の男女共同参画計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映できるよう努めるとともに、第22条の松江市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

(施策の実施等に当たっての配慮)

第10条 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等)

第11条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(教育における配慮)

第12条 市は、学校教育及び社会教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、男女共同参画施策を実施し、及び市民活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

2 市は、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関の委員の構成)

第15条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(市職員における女性職員の登用等)

第16条 市は、女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発に努めるものとする。

(出資法人等の届出等)

第17条 市が出資し、又は事業を委託している団体のうち規則で定めるものは、当該団体における男女共同参画の推進状況について、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出に対し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(苦情への対応)

第18条 市長は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情の処理に当たり、第22条の松江市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(ドメスティック・バイオレンス等への対応)

第19条 市長は、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を阻害する要因に関する市民からの相談に対応するため、関係機関と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、ドメスティック・バイオレンスの被害者の支援等を行う民間の団体の活動を支援するため、関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第20条 市は、男女共同参画施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、調査研究の結果を公表するものとする。

(年次報告)

第21条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 松江市男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第22条 次に掲げる事務を行うため、松江市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 市が実施する男女共同参画施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 第9条第2項及び第18条第2項によりその権限に属させられた事務

(組織等)

第23条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募に応じた者

(3) その他市長が必要と認める者

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に、第18条第2項に規定する苦情の処理に関すること及び専門的な事項を調査審議するために部会を置くことができる。

6 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑 則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市男女共同参画推進条例（平成15年松江市条例第4号）第9条第1項の規定により策定された松江市男女共同参画計画は、新計画策定までの間、第9条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

(6) 松江市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 3 月 31 日松江市規則第 1 号
最終改正：平成 28 年 6 月 30 日規則第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松江市男女共同参画推進条例(平成 17 年松江市条例第 4 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(出資法人等の範囲)

第 2 条 条例第 17 条第 1 項の市が出資し、又は事業を委託している団体のうち、規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 市が出資している団体
 - ア 松江市土地開発公社
 - イ 公益財団法人松江市観光振興公社
 - ウ 公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団
 - エ 公益財団法人松江市体育協会
 - オ 一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団
- (2) 市が事業を委託している団体
 - ア 社会福祉法人松江市社会福祉協議会
 - イ 社会福祉法人松江福祉会
 - ウ 公民館運営協議会

(出資法人等の届出)

第 3 条 条例第 17 条第 1 項の規定による届出は、別記様式によるものとする。

2 前項の規定による届出は、毎年 10 月 1 日現在の状況を、当該年の 10 月 31 日までにを行うものとする。

(審議会の組織及び運営)

第 4 条 松江市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 審議会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。
- 8 審議会の庶務は、市民部男女共同参画課において処理する。
- 9 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(部会の組織及び運営)

第 5 条 条例第 23 条第 5 項の規定による部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会には、前条第 2 項から第 9 項までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附則(平成 17 年 5 月 23 日松江市規則第 287 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附則(平成 18 年 9 月 29 日松江市規則第 59 号)

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附則(平成 20 年 3 月 31 日松江市規則第 27 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 21 年 5 月 29 日松江市規則第 38 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附則(平成 24 年 3 月 30 日松江市規則第 13 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 25 年 3 月 29 日松江市規則第 10 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 26 年 3 月 31 日松江市規則第 13 号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。
附則(平成28年6月30日松江市規則第52号)
この規則は、平成28年7月1日から施行する。
附則(平成31年3月29日松江市規則第28号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

策定年月／令和 4（2022）年 3 月

発行年月／令和 4（2022）年 4 月

発 行／松江市

編 集／松江市 市民部 人権男女共同参画課

〒690-0061 松江市白湊本町 43 番地 市民活動センター3F

TEL：0852-55-5477 FAX：0852-55-5542